

1 背景

- ①新型コロナウイルスの流行 → 行政のデジタル化の遅れが顕在化
- ②行財政改革推進計画(R2～6)：6年度末までに行政手続の100%電子化（県民の利便性向上・業務効率化）を目標

2 取組方針

- ①県民目線で行政サービスを見直す（県民の利便性・負担軽減を重視し、行政の都合を排除）
- ②行政サービス向上と行政事務の効率化を目指す（平日9時から17時に 役所に出向いて→24時間365日 スマホでどこでも）

（1）スケジュール

- ・年間申請件数100件以上の手続を優先し、原則5年度までに電子化
- ・年間申請件数100件未満の手続は、6年度までに電子化
- ※件数の多い手続を優先させるため、今後申請の見込まれない手続については、期間中の電子化対象から除外
- ・国等が全国統一の電子申請システムを導入するものは、効率性・利便性を鑑み、これを活用（関連手続も含め日程を合わせる）
- ※例えば、県税に関する一部手続については、国が7年度電子化を予定しており、これに合わせる

（2）申請者への支援

- ・手続毎に、個人と法人の別など、主な利用者層に応じて最適な申請画面を作成（継続的に改善）
- ・特に個人からの申請が多い手続は、スマホからの申請を前提に、申請者が見やすく、入力が容易な申請画面を作成
- ・スマホ等の電子機器の扱いが不慣れな方にも安心して利用してもらえるよう、ホームページの申請案内を充実（継続的に改善）
- ・利用者からの問い合わせに電話で対応できる窓口を設置

（3）添付書類の見直し

- ・本人確認のための印鑑証明等の添付書類については、マイナンバーカードや情報連携で代替することにより、申請者の負担軽減を図る

（4）オンライン決済への対応

- ・公金納付を伴う行政手続については、オンライン決済を導入し、収納までの一連の手続を正確かつ円滑に電子上で完結させる

（5）電子申請の利用促進

- ・電子化した手続については、過去の利用者や利用者団体等に周知し、電子申請の利用を促進

（6）業務の効率化

- ・電子化に合わせて、電子決裁の推進、台帳システム等へのデータ連携、添付書類の電子化など、業務効率化を検討

行政手続の電子化に関する工程表（年度別電子化手続数）

令和6年2月現在

	～3年度		4年度		5年度		6年度		合計		うちR5年度末電子化済見込			
	手続 a	年間件数 b	手続 c	年間件数 d	手続 e	年間件数 f	手続 g	年間件数 h	手続 i	年間件数 j	手続 k=a+c+e	年間件数 l=b+d+f		
総務	118	196,128	70	21,777	44	948	69	11,082	301	229,935	232	77%	218,853	95%
企画	1	528	29	5,746	3	524	0	0	33	6,798	33	100%	6,798	100%
福祉	76	17,246	340	81,355	218	2,480	233	22,453	867	123,534	634	73%	101,081	82%
生環	32	12,156	198	8,628	318	130,810	41	181	589	151,775	548	93%	151,594	99.9%
商労	11	17,111	315	10,513	67	1,766	1	493	394	29,883	393	99.7%	29,390	98%
農林	120	5,106	186	10,626	266	9,537	0	0	572	25,269	572	100%	25,269	100%
土木	57	40,655	58	18,790	79	21,151	168	2,557	362	83,153	194	54%	80,596	97%
教育	41	9,290	36	39,410	16	13,610	16	82	109	62,392	93	85%	62,310	99.9%
警察	22	161,823	7	20,186	4	636	4	493	37	183,138	33	89%	182,645	99.7%
その他	22	3,089	32	2,212	14	55	11	106	79	5,462	68	86%	5,356	98%
合計	500	463,132	1,271	219,243	1,029	181,517	543	37,447	3,343	901,339	2,800	84%	863,892	96%

- 電子化移行年度は現時点での予定であり、作業の進捗等に伴い、変更となる可能性がある
- 国等が、全国で統一したシステムで電子化を予定している手続等については、そのスケジュールによる
- 上記工程表の外、電子化スケジュールが公表されていない手続が374手続（412,085件）あり、今後詳細が決まり次第、上記工程表に追加する予定
- 県税に関する手続等、111手続（11,702件）については、7年度以降の電子化が予定されている
- 上記工程表には、行政機関から申請される手続、今後申請見込みがない手続、対面でなければ作成できない手続（学校の退学届等）を除く
- 件数は令和2年度の実績